

令和5年10月吉日

令和5年10月分から領収書への押印を省略いたします

令和3年度の税制改正により、確定申告書類に添付する寄附金の領収書については、押印を要しないこととなりました。

本学におきましても、令和5年10月1日以降に受領した寄附金の領収書への押印を省略させていただきます。

御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/information/other/data/r02/oin/index.htm>